

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年12月26日

阿久根市長 西平良将

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

○ 鶴川内地区

（楡，羽田，桑原城上，桑原城下，宮原，横手，菘野，長谷，木佐木野，尾原，米次，田代中，田代下）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年12月22日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人： 45 経営体

法人： 1 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが、十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

「農地整備事業（中山間地域型）阿久根南部地区」が平成28年度より実施されており、その事業の実施要件として、担い手への農地集積・集約率をその対象地区内で50%以上を確保しなければならない。その集積・集約の手段として農地中間管理機構を活用する。

また、事業実施以外の農地においても、地域・個人の意向等を考慮し、活用が見込めれば、活用していく方向で検討。

6. 地域農業の将来のあり方

これからの話し合い活動により、地域の担い手を中心経営体へ位置づけし、農業者・地域両方にとって利益があるような施策を活用し、農地を守っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年12月26日

阿久根市長 西平良将

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

○ 宮原地区（鶴川内）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年12月22日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人： 11 経営体

法人：

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが、十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

「農地整備事業（中山間地域型）阿久根南部地区」が平成28年度より実施されており、その事業の実施要件として、担い手への農地集積・集約率をその対象地区内で50%以上を確保しなければならない。その集積・集約の手段として農地中間管理機構を活用する。

また、事業実施以外の農地においても、地域・個人の意向等を考慮し、活用が見込めれば、活用していく方向で検討。

6. 地域農業の将来のあり方

これからの話し合い活動により，地域の担い手を中心経営体へ位置づけし，
農業者・地域両方にとって利益があるような施策を活用し，農地を守ってい
く。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年12月26日

阿久根市長 西平良将

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

○ 梶地区（鶴川内）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年12月22日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人： 11 経営体

法人：

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが、十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

「農地整備事業（中山間地域型）阿久根南部地区」が平成28年度より実施されており、その事業の実施要件として、担い手への農地集積・集約率をその対象地区内で50%以上を確保しなければならない。その集積・集約の手段として農地中間管理機構を活用する。

また、事業実施以外の農地においても、地域・個人の意向等を考慮し、活用が見込めれば、活用していく方向で検討。

6. 地域農業の将来のあり方

これからの話し合い活動により、地域の担い手を中心経営体へ位置づけし、農業者・地域両方にとって利益があるような施策を活用し、農地を守ってい

